***署名案***地方裁判所長　あて

　　生活保護基準の引き下げについて公正な審理を求める要請書

厚生労働省は、２０１３年８月から、３年間で、生活保護基準を平均で６．５％、最大１０％の引き下げを行いました（６７０億円）。この引き下げは、生活保護利用者の９６％の世帯に及ぶ、前例のないものであり、行政裁量を逸脱した、極めて不当なものです。

第１に、所得階層、第１・十分位（最下層の１割）との比較で、「生活保護基準の方が高い」と削減したことです（９０億円）。しかし、この階層は、元々、生活保護基準以下の人達が多数存在すると推測される階層です。保護基準の方が高くなるのは、当然の結果です。

第２に、生活保護基準部会で検討もされなかった「デフレ」を理由とした引き下げです（５８０億円）。厚労省は、前回見直し（２００８年）以降の物価を－４．７８％としましたが、２００８年と２０１１年との比較で物価が下がっているのは、ノートパソコン、カメラ、洗濯乾燥機などのいわゆる贅沢品です。逆に、生活保護利用者に身近な食料品や公共料金は値上げになっており、利用者の生活実態からはデフレは感じられません。

第３に、生活保護基準部会での検証の影響を、厚労省が基準部会に相談もなく、独断で半分にしたことです。これにより、本来であれば保護基準を上げるべき世帯まで引き下げられました。

　今回の引き下げは、例えば、（夫婦と子１人の世帯・都市部）で１７．２万円から１５．６万円と１．６万円の減少、（夫婦と子２人の世帯・都市部）で２２．２万円から２０．２万円と２万円の減少になっています。子どもが多い程、過酷な内容になっています。

わが国の生活保護基準は、ナショナルミニマムとしての役割を持っています。生活保護基準は、最低賃金や就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免などの基準のもとになっています。生活保護基準を引き下げることは、国民全体の生活を引き下げることになります。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

≪取扱団体≫